

し尿収集運搬業務の委託について

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、市の責務として処理する一般廃棄物（し尿）について、市長が許可した業者2者が自らの事業として、市内すべての家庭及び事業所のし尿を収集運搬し、市クリーンセンターにおいて処理しています。（許可制）

し尿処理の歴史は、昭和、平成と国県市が一体となって生活排水処理施設の整備を進めたことで、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の普及及び利用が進み、し尿汲み取り件数は減少の一途をたどっています。

そのような中でも市は法に定められた責務を果たすため、わずかに残り続けるし尿処理を安定して実施する必要があることから、上記の許可業者2者の安定した収入の確保のため、転廃業補償として補償金を交付してきたものの、令和2年度で終了となり、再び収入を失い、事業継続が困難になります。

市は引き続き安定したし尿収集体制を確保する必要があることから、市が行う家庭ごみ収集の一部を民間業者に委託する方式（委託制）と同様に、従来の許可制からその業務を現在の許可業者2者に委託することでし尿収集体制の確保を図るものです。

2 内容

- (1) 現在の三木市一般廃棄物収集運搬業許可業者2者に業務を委託する。

3 変更日

令和3年4月1日

4 委託先（現許可業者）

- (1) 大貫衛生舎
- (2) 中井清掃(有)